

ダイビング参加条件書およびサービス約款

■ダイビング契約

ダイビングツアーおよびスクール各コースは、アディーコースト（以下「当社」という）が実施するものであり、お客様は当社とダイビング契約を締結することとなります。

また、契約の内容・条件は、パンフレット、ダイビング参加条件書、WEB ページ、またはその他書面・電子メール・ソーシャルネットワーキングサービス等によりします。

■お申し込みと契約の成立

お申し込みは、所定の書式、申込書に必要事項を記入し自筆署名のうえ申込金を添えてお申し込みいただきます。

但し、未成年の方または必要と認める場合には「親権者の同意」が必要となります。

ダイビング契約は、原則当社が契約の締結を承諾し、申込金を受領した時点で成立するものといたします。

なお、お申込みされた時点でお客様が当該ダイビング参加条件書の内容に同意したものとみなし、さらにお客様あるいはその親族、財産管理人、相続人、その他の继承人等は、異議を唱えないことに了承したものとみなします。

- (1) 当社は、電話、郵便、ファクシミリ、インターネット、ソーシャルネットワーキングサービスおよびその他の通信手段によるダイビング契約の予約申し込みを受付けことがあります。

この場合契約は予約の時点では成立しておらず、当社が予約の承諾の旨を通知した日の翌日から起算して3日以内または別途定めをした場合は当社指定の期日までに申込書の提出と申込金の支払いをしていただきます。

この期間内に申込金の支払いがなされない場合、お申込みはなかったものとして取り扱います。

- (2) ダイビング契約は、電話によるお申込の場合、本項(1)により申込金を当社が受領したときに、また、郵便、ファクシミリ、インターネット等でお申し込みの場合は、ダイビング契約の締結を了承した旨の通知を当社がお客様に発し（ただし、この通知が電子承諾通知の方法によって行われたときは当社が発信した時）申込金のお支払い後、に成立するものとします。

- (3) 本項(1)および(2)の例外として、次に該当し、かつ開催日当日にお支払いいただく旨の確約をいただいた場合には、当社がお客様とのダイビング契約の締結を了承した旨の通知をお客様に発した時（ただし、この通知が電子承諾通知の方法によって行われたときは当社が発信した時）に、ご予約とご契約が成立いたします。

ダイビング代金をお支払いいただく旨の確約は、電話、郵便、ファクシミリ、インターネットおよびその他の通信手段および口頭等の手段は問いません。

(ア) お客様の個人都合による場合で当社が了承した場合

(イ) お申し込み日より開催日までの猶予期間が短く、ダイビング代金または申込金を事前にお支払いいただくことが困難な場合

(ウ) 当日お支払のご案内をしたツアーやスクールの場合

- (4) 契約締結において、申込書および所定書式の記載内容の確認・承諾は一切を自筆署名にておこない、当該署名をもって記載内容についてお客様が承諾し、ダイビング契約が成立するものとします。これについてお客様あるいはその親族、財産管理人、相続人、その他の继承人等は異議を唱えないことに了承したものとします。

- (5) 未成年の場合の保護者・親権者、または別途必要と定めた場合の同居の家族、親族においても、自筆署名によりお客様のダイビング契約の成立に承諾するものとします。

- (6) 申込金の金額は、別途定める金額をお支払いいただきます。

- (7) 申込金は「ダイビング代金」「取消料」「違約料」のそれぞれ一部または全額として取り扱います。

- (8) 当社は、団体・グループを構成する参加者の代表としての契約責任者からダイビング申し込みがあった場合、契約の締結及び解除等に関する一切の代理権を有しているものとみなします。

■ウェイトンギン扱いについての特約条項

当社は、お申込みいただいたダイビングツアーまたはスクールが、その時点で満席その他の理由でダイビング契約を締結できない場合であって、お客様が特に希望する場合は、以下により、お客様と特約を結んで、当社がお客様とダイビング契約を締結することができる状態になった時点でダイビング契約を成立させる取り扱い（以下「ウェイトンギンの取扱い」といいます。）をすることがあります。

- (1) お客様がウェイトンギンの取扱いを希望する場合は、当社は、お客様が当社からの回答をお待ちいただける期間（以下「ウェイトンギン期間」といいます。）を確認のうえ、申込書と申込金相当額をご提出いただきます。この時点ではダイビング契約は成立しておらず、また、当社は、将来にダイビング契約が成立することをお約束するものではありません。
- (2) 当社は、本項(1)の申込金相当額を「預り金」として保管し、お客様とダイビング契約の締結が可能となった時点でお客様にダイビング契約の締結を承諾した旨を通知するとともに預り金を申込金に充当します。
- (3) ダイビング契約は、当社が本項(2)により、ダイビング契約の締結を了承した旨の通知を当社がお客様に発した時（ただし、この通知が電子承諾通知の方法によって行われたときは当社が発信した時）に成立するものとします。
- (4) 当社は、ウェイトンギン期間内にダイビング契約の締結を承諾できなかった場合は、預り金の全額をお客様に払い戻します。
- (5) 当社は、ウェイトンギン期間内で当社がダイビング契約の締結を承諾する旨を回答する前にお客様からウェイトンギンの取扱いを解除する旨の申出があった場合は、預り金の全額をお客様に払い戻します。この場合、お客様からのウェイトンギンの取扱いを解除する旨の申出が取消料対象期間にあったときでも当社は取消料をいたしません。

■お申し込み条件

PADI 規準による規定年齢以上、または、ツアーの場合は満10歳以上の健康な方ならどなたでもお申し込みいただけます。

- (1) お客様は必ず「ダイバーメディカル | 参加者チェックシート」の内容をよくお読みになり、健康状態に問題のない場合にお申し込みください。
- (2) 次に該当するお客様は、事前に医師に相談され、許可を得てからのご参加となります。
 - (ア) 「ダイバーメディカル | 参加者チェックシート」で医師による評価が必要と判断された方
 - (イ) 65歳以上のすべての方
 - (ウ) 循環器、呼吸器、耳鼻咽喉の各系統、および高血圧、心臓病、てんかん等の病歴や不安がある方
 - (エ) 過去に減圧症の既往歴がある方
 - (オ) 常時服用薬のある方
 - (カ) 閉所および高所恐怖症の不安がある方
 - (キ) 自閉症やうつ症状等の精神的不安のある方
 - (ク) 健康状態に多少でも疑問のある方
 - (ケ) 過去に感染症に罹患したことがある方、または現在過去を問わず親族に罹患者がいる方
 - (コ) 前回のワクチン接種から2週間以上経過していない方

- (3) 次に該当するお客様は、ご参加いただけません。
- (ア) 現在妊娠中の方
 - (イ) 現在感染症に罹患している方
 - (ウ) 体調に異常のある方
 - (エ) 当社の指示に従っていただけない方
- (4) 次に該当するお客様は、健康状態に問題のない場合でもお客様の安全性を鑑み、医師の許可を得てからのご参加、または過去 1 年以内に受診した健康診断等において自身の健康状態に問題ない旨を提示していただきます。
- ご同意いただけない場合は、お客様の自己責任においてのご参加となることに了承したものとみなします。
- (ア) 60 歳以上のすべての方
 - (イ) 50 歳以上かつ、ダイビングブランクが 6 カ月以上の方
 - (ウ) その他当社業務上の都合により、必要と判断された方
- (5) いかなる場合も健康上の理由により生じた事由について当社は一切の責任を負いません。
- (6) 既にダイバー認定を受けている方が、ダイビングツアーおよび各ステップアップコースにご参加いただけます。
- ご参加の際に C カード（認定証）とログブックの提示が必要となります。ご提示なき場合、ご参加をお断りする場合があります。
- (7) ダイバー認定を受けていない方または C カードをお持ちでない方は、体験コースまたは初心者コースへのご参加となります。
- (8) 各スクールやコースに付き添いとして、既にダイバー認定を受けている方もご参加いただけます。別途規定される場合を除き、通常のダイビング代金となります。
- (9) 未成年の方で、参加当日、指定書式に親権者の自筆署名がない場合、ご参加をお断りする場合があります。
- (10) 成年者でかつ当社が必要と判断した場合には、指定書式に同居の家族または近親者の自筆署名をいただく場合があります。参加当日、指定書式に同居家族または近親者の自筆署名がない場合、ご参加をお断りする場合があります。
- (11) お客様が暴力団関係者、その他反社会的勢力であると判明した場合は、お申し込み、ご参加をお断りします。
- (12) お客様が他のお客様や当社および関係者に迷惑を及ぼし、又はダイビングの実施や団体行動の円滑な実施を妨げるおそれがあると当社が判断する場合は、ご参加をお断りします。
- (13) その他当社業務上の都合があるときには、お申し込み、ご参加をお断りする場合があります。

■お支払い対象代金

「お支払い対象代金」とは、広告、パンフレットまたは WEB ページの価格表示欄や個別に提示した「ダイビングまたはツアー代金として表示した金額」または「スクール各コース代金として表示した金額」と、「追加代金として表示した金額」の合計金額から「割引代金として表示した金額」を差し引いた金額をいいます。

この合計金額が「申込金」「取消料」「違約料」等の額を算出する際の基準となります。

■代金のお支払い

代金は当社が指定する期日までにお支払いいただきます。

- (1) お支払い方法は、以下の方法がご利用いただけます。
- ただし、お支払い方法を限定させていただく場合もあります。
- ・現金または銀行振込
 - ・クレジットカード、キャッシュレス決済等
- (2) 取消料、違約料等につきましては、現金または銀行振込のみとなります。
- (3) お振込にてお支払いの場合の振込手数料、またはご返金が発生した際の振込手数料等諸費用は、お客様負担とさせていただきます。
- (4) ダイビングツアーまたはスクールの開催に必要な書式や教材等を郵送、宅配する場合の諸費用等は、お客様負担とさせていただきます。

■代金に含まれるもの・含まれないもの

ダイビング日程に明示したシリンダー代、ガイド代、乗船料、施設使用料、食事代および諸税等が含まれます。

お客様の個人都合によりこれらの諸費用の一部もしくは全部をご利用されない場合には、原則返金等は行いません。

また航空機搭乗時の超過手荷物料金、ダイビング日程に明示されない料金、または現地集合解散される場合の交通費、お客様ご自身で用意した飲食代、一人参加追加代金、および個人的性質の諸費用等は含まれません。

その他ダイビングツアーまたはスクール等において個別に設定されている場合は、当該条件に従います。

■お客様との通信手段および承諾の確認

お客様との相互連絡事項の伝達、ダイビング内容の変更・中止、取消等に関する通知、またそれに伴うお客様からの承諾の確認を得る手段は、原則として電子メールまたはソーシャルネットワーキングサービスによりおこないます。

ただし、緊急の場合においてやむを得ないときは電話または口頭による通知等一切の手段を問いません。

本条項はダイビング契約全般に適用されます。

■ダイビング契約内容の変更

当社はダイビング契約締結後であっても、天災地変、気象条件、戦乱、暴動、運送機関・宿泊機関・ダイビングサービス提供者等のサービス提供の中止、官公署の命令、当初の運行計画によらない運送サービスの提供その他、当社の関与し得ない事由が生じた場合において、またはダイビングツアーまたはスクール参加者のスキルレベル、実施内容、身体的・精神的負担等を鑑みた場合において、ダイビングツアーまたはスクールの安全かつ円滑な実施をはかるため止むを得ないときは、お客様にあらかじめ速やかに当該事由が当社の関与し得ないものである理由及び当該事由との因果関係を説明して日程、サービスの内容・代金を変更することがあります。

ただし、いずれも緊急の場合においてやむを得ないときは、変更後にご説明する場合があります。

なお、お客様のお申し出によりダイビング内容の変更がある場合は別途所要経費をいただきます。

- (1) お客様がご参加中に疾病、傷害その他の事由により、医師の診断又は加療を必要とする状態になったと当社が判断する場合は、ダイビングの円滑な実施をはかるため必要な措置をとらせていただきます。これにかかる一切の費用はお客様のご負担となります。
- (2) 気象条件、道路事情、ダイビングツアーまたはスクールの進捗状況等により、ダイビング内容、開催地、時間帯及び日時の入れ替わりが生じる場合もあります。また、お客様のリクエストとは異なる内容となる場合もあります。
- (3) 当社はダイビング契約締結後には、本項および次の場合を除きダイビング代金及び追加代金、割引代金の額の変更は一切いたしません。
- (ア) 利用する運送機関、宿泊機関等の運賃、料金が著しい経済情勢の変化等により通常想定される程度を大幅に超えて改訂されたときは、その改訂差額だけダイビング代金を変更いたします。
 - ただし、ダイビング代金を増額変更するときは、できうる限り早急にお客様へ通知いたします。
 - (イ) ダイビング内容が変更され、ダイビング実施に要する費用（当該契約内容の変更のために、その提供を受けなかったダイビングサービスに対して取消料、違約料その他既に支払い、又はこれから支払わなければならない費用を含む）が増加したときは、当社はその変更差額だけダイビング代金を変更いたします。

- (ウ) ダイビング内容が変更され、ダイビング実施に要する費用が減少したときは、当社はその変更差額だけダイビング代金を減額します。
- (エ) 当社は、運送機関、宿泊機関等の利用人員によりダイビング代金が異なる場合、ダイビング契約の成立後に当社の責に帰すべき事由によらず当該利用人員が変更になったときは、ダイビング代金を変更します。

■ 催行中止及び契約の解除

- (1) お申込人数が最小催行人員に満たない場合、実施を取り止めることがあります。
または、前項により、お客様のご了承を得た上でダイビング内容、代金を変更する場合があります。
- (2) 次に例示する事由等に該当する場合、当社はダイビング契約を解除することがあります。当社の責に帰すべき事由によらずダイビングツアーまたはスクールの一部もしくは全部が修了できなかった場合には、代金の払い戻しは原則おこないません。
 - (ア) お客様の責任または自己都合（お客様が予め明示した性別、年齢、資格、技能、健康状態の不調、既往症その他参加条件を満たしていないことが判明。集合時間の遅れ。診断書、親権者等の署名が必要な書類不備、不可。当社からの問い合わせに対し期日までにご連絡いただけない場合。その他事由）により、当社がお客様のご参加をお断りした場合。
 - (イ) お客様自身で持ち込み使用する器材等のメンテナンス不備や破損または不適用により安全に使用することができないと判断され、かつレンタル器材の使用を承諾せず、お客様自身の安全を担保することができない状態の場合。
 - (ウ) お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、又は団体行動の円滑な実施を妨げる恐れがあると認められた場合。
 - (エ) 天災地変、気象条件、戦乱、暴動、運送機関、宿泊機関、ダイビングサービス提供者等のサービスの提供の中止、官公署の命令など当社の責に帰すべき事由によらずダイビング中の安全かつ円滑な実施が不可能となったとき、又は不可能となる恐れがきわめて大きい場合。
 - (オ) 当社指定の期日までに「代金全額」、「取消料」、「違約料」等の入金確認ができない場合。
 - (カ) 所定書式、教材等の提出もしくは提示のない場合。
 - (キ) 参加期間中、当社担当者の指示を守っていただけない場合。
 - (ク) ダイビングスクール各コースにおいて、当社の責に帰すべき事由によらず、お申込み日より起算して 6 ヶ月以内にコースの全課程を満足に修了できなかった場合。
 - (ケ) ダイビングツアーにおいて、当社の責に帰すべき事由によらず、中止または延期された日より起算して無連絡のまま 6 ヶ月以内にご参加いただけない場合。
 - (コ) お客様の責任または自己都合により、または、当社の責に帰すべき事由によらないお客様の無連絡により、受講・参加権利を利用されなかった「権利放棄」の場合。

■ お申し込み後の取消料

お客様の自己都合により参加を取り消される場合には、ダイビングツアーまたはスクール開催日の前日から起算して遡って日数計算をおこない、代金に対しておひとりにつき別途定める料率または金額で取消料を申し受けます。

- (1) 店舗営業日の 16 時以降、または店舗休業日に取消のご連絡を頂いたもの、または到着したものに關しては、翌営業日の受付扱いとさせていただきます。
- (2) 開催内容・日程、利用施設・機関等により別途取消料を規定する場合があります。

- (3) 複数人での申し込みで、一部の方がキャンセルの場合は、ご参加のお客様からはご利用人数の変更に対する差額代金を頂戴いたします。

■ ダイビングが中止または延期となった場合

海洋条件の不良（安全管理上、海洋条件の適否は当社担当スタッフが判断いたします）、車両・船舶の故障、遅延、事故およびお客様のお申し出等の理由によりダイビングが中止または延期された場合は以下の条件に基づきます。

- (1) 日程上可能であれば、翌日以降に順延します。それも不可能であるときはダイビングが中止または延期された日（スクール各コースの場合はお申込み日）より 6 ヶ月以内に限り、実施できなかった講習セッションの続き、又は参加できなかったダイビングの続きを無償にて承ります。但し、既に参加された分の費用は差し引いて料金を計算し、新たに必要な施設使用料、食事代、旅費及び宿泊費等はお客様のご負担となります。
- (2) お客様都合ではない、かつダイビングツアー開始後に途中で中止となった場合で、お客様が返金を望まれた場合には中止となったダイビングにつき別途定める所定の金額を払い戻しいたします。
払い戻し対象となるのは、ビーチエントリーまたは出港前に中止となったダイビングの場合のみで、ビーチエントリーまたは乗船後のダイビングが途中で中止になったとしても対象とはなりません。
- (3) クレジットカード等のキャッシュレス決済をご利用の場合には、規定の料金を差し引いた額での払い戻しとなります。
- (4) お客様ご自身で手配した宿泊や交通機関等のキャンセル料につきましてはお客様のご負担となります。

■ 当社の責任

当社は次に例示する事由では責任を負うものではありません。

- (1) 天災地変、気象条件、戦乱、暴動、運送機関、宿泊機関、ダイビングサービス提供者等の事故、火災、遅延、不通、サービス提供の中止等によるダイビング内容の変更、短縮、延期又は中止。
- (2) 盗難、紛失、疾病、けが、自由行動中の事故等お客様の故意又は過失によって生じた損害。
- (3) 官公署の命令、伝染病や感染症等による隔離又はこれらによって生じるダイビング内容の変更、短縮、延期又は中止。
- (4) 食中毒など。
- (5) お客様自身のダイビング知識技術、健康状態等が必要な規準に満たないためにスクールまたはダイビングの一部もしくは全部が日程中に修了できない場合。
- (6) お客様のお申し出によるダイビング内容の一部もしくは全部の変更、短縮、延期又は中止、またはお客様の責任、自己都合による受講、参加権利の未利用、放棄。
- (7) お客様の健康上の理由を起因とする不測の事態。

■ お客様の責任

- (1) お客様の故意、過失、法令、公序良俗に反する行為、もしくはお客様が当社の規定を守らないことにより、当社が損害を受けた場合は、当社はお客様から損害の賠償を申し受けます。
- (2) (1)項により、施設、車両、レンタル器材または他者所有器材の破損、紛失等が発生し当社または所有者が損害を被った場合、修理に伴う費用または新規購入に要する費用等をお客様に賠償をしていただきます。
- (3) お客様は、ダイビング契約を締結するに際して当社から提供された情報を活用し、お客様の権利義務その他のダイビング契約の内容について理解するよう努めなければなりません。
- (4) お客様は、ダイビングツアーまたはスクール開始後において、ダイビングサービスを円滑に受領するため、万が一異なるダイビング

サービスが提供されたと認識したときは、ダイビング実施地において速やかにその旨を当社スタッフ、当該ダイビングサービス提供者又はお申込店に申し出なければなりません。

- (5) お客様は、レンタル器材をダイビングツアーまたはスクール開始時に当社からお客様にお渡しした時点から、終了時にお客様からご返却いただくまでの期間、お客様自身の責任において使用、保管するものとします。

- (6) 当社は、ダイビングツアーまたはスクール中のお客様が、疾病、傷害等により保護を要する状態にあると認めたときは、必要な措置を講ずることがあります。

この場合において、これが当社の責に帰すべき事由によるものでないときは、当該措置に要した費用はお客様の負担とし、お客様は当該費用を当社が指定する期日までに当社の指定する方法で支払わなければなりません。

■ 傷害補償

ショップあるいはインストラクターがダイビングツアーまたはスクール等を開催する場合、それに参加されるお客様がショップおよびインストラクターに管理され活動をしている時に日本国内・国外を問わず急激かつ偶然な外来の事故により「ケガ」をしてしまったときに、当社加入保険（以下「管理下傷害保険」という）により、あらかじめ定められた補償をいたします。

- (1) 熱中症や通常の中耳炎等は疾病となり対象外となります。
- (2) 減圧症については、政府労災においても傷害ではなく疾病として取り扱われていることから原則お支払い対象外となります。
- (ア) ただし、急激かつ偶然な外来の事故が先行したことにより減圧症が発症した場合は、対象となる可能性があります。
- (イ) 一例として、ダイビング中にレンタル器材が故障したため、急浮上を余儀なくされ、結果減圧症を発症した場合。
- (3) 管理下傷害保険で補償される内容以外については、賠償債務者（外国の運輸機関、宿泊機関等）によっては十分な補償が得られないこともあります。また、お客様の加入保険の内容次第ではダイビング中の傷害や疾病については補償されない場合もあります。
- お客様ご自身で充分な額の旅行傷害保険やダイビング専用保険に加入されることを強く推奨します。

■ C カード（認定証）の発行

ダイビングスクールの全課程を満足に修了され、代金をすべて受領済で、申請用画像が揃った時点で、C カード（認定証）の申請手続きとなります。

- (1) 申請用画像は、当社担当者が現地または事前に撮影したものを使用します。
- (2) 申請用画像をお客様ご自身でご用意いただく場合には、下記の要件を満たしたものを電子メールまたはソーシャルネットワーキングサービスを利用して送信することとします。
- (ア) JPEG 画像（150×200 ピクセル以上のもの）

- (イ) 顔の大きさが 1 円玉くらいの大きさのもの
- (ウ) 白黒、サングラス、帽子、集合写真は不可
- (エ) 集合写真のうち他者が重なっていないければトリミング可
- (オ) スナップ画像も可

- (3) 不備のない限り C カードは、申請後 90 日以内に発行されます。それ以前の期間は、お客様からのお申し出によりテンポラリーカード（仮認定証）をお渡しまたは送信します。
- (4) C カードの再発行が必要になった場合、当社で再発行手続きを承ります。その際、別途再発行手数料を申し受けます。

■ レンタル器材

ご用意できるレンタル器材は、すべて既成サイズのみとなります。レンタルに伴う料金は別途定めるものとします。

- (1) 感染症予防の観点から自己器材の所有を強く推奨します。
- (2) レンタル器材は、数量・サイズに限りがあります。すべてのお客様にフィットするサイズを提供することを保証するものではありません。
- (3) サイズオーバー等により当店レンタル器材を使用することが困難であり、かつ現地に別途借りる必要がある場合にはそれに伴う費用はお客様のご負担となります。
- (4) 度付きレンズの視力矯正マスクの用意はございません。
- (5) コンタクトレンズを使用しているダイビングは推奨いたしません。
- (6) やむを得ずコンタクトレンズをご使用の場合は、お客様自身の責任においてソフトコンタクトレンズを用意、使用してください。
- (7) 以下に該当する場合には、当社は一切の責任を負いません。
- (ア) コンタクトレンズの紛失、破損、または使用が原因による疾病等
- (イ) 素手や素足による疾病等
- (ウ) スーツ、ブーツ、マウスピース、ブーツ等直接肌に触れる器材使用が原因による疾病等
- (エ) ドライスーツ使用時の水没等における衣服のクリーニング代、修理、買い替え等に要する費用、または使用が原因による疾病等

■ 個人情報の取扱い

- (1) 当社は、お申込みの際にご提出いただいた個人情報について、お客様との連絡や運送・宿泊機関・ダイビングサービス等の提供するサービスの手配及び受領のための手続きに利用させていただくほか、必要な範囲内で当該機関等及び手配代行者に提供いたします。
- (2) 当社が取り扱うサービス・商品に関する情報をお客様に提供させていただくことがあります。
- (3) 不測の事態により契約者本人との連絡が取れない場合や、お申込者が未成年の場合を除き、当該契約者以外への情報開示・通知・折衝は一切おこないません。
- (4) ただし、委任状持参または官公署の命令による場合を除きます。

申込金および取消料等について

■ 申込金額

お申し込みにあたり、代金に対しておひとりにつき以下の金額で申込金を申し受けます。

対象	申込金額
全ツアーおよび全コース	22,000 円または 合計代金のいずれか小さい額

■ 取消料・変更料額

お客様の自己都合により参加を取り消しまたは変更される場合には、代金に対しておひとりにつき以下の料率または金額で取消料を申し受けます。

ただし、別途規定する場合は以下の限りではありません。

■ ダイビングが中止または延期となった場合の返金額

お客様都合ではない、かつダイビングツアー開始後に途中で中止となった場合で、お客様が返金を望まれた場合には中止となったダイビングにつき所定の金額を払い戻しいたします。

ツアーまたはコース	返金額
1 回のボートダイビングにつき	3,000 円*
1 回のビーチダイビングにつき	1,000 円*

*対象となるのは、ビーチエントリーまたは出港前に中止となったダイビングの場合のみで、ビーチエントリーまたは乗船後のダイビングが途中で中止になったとしても対象とはなりません。

基本取消料および変更料

契約解除の日	日帰り	2 日間	3 日間以上
開催 32 日前	990 円	1,980 円*	4,950 円*
31～21 日前	990 円	1,980 円*	代金の 10%*
20～08 日前	990 円	代金の 05%*	代金の 20%*
07～04 日前	990 円	代金の 10%*	代金の 30%*
03～02 日前	代金の 10%	代金の 20%*	代金の 40%*
前日 16 時迄	代金の 50%	代金の 50%*	代金の 50%*
以降～当日 または無連絡	代金の 100%		

*宿泊施設または航空・船舶会社等が定める「取消料」が別途発生する場合は、当該金額が基本取消料に加算されます。

教材取消料

契約解除の日	取消料
教材お渡し前または e ラーニング手配前	無料 *クレジット決済等の場合 2,500 円
教材お渡し後または e ラーニング手配後	22,000 円

商品およびサービスの売買に関する取り決め

お客様は、当社より商品購入または器材・スーツ等のメンテナンスを含むサービスをご購入いただく場合の取引に関しては本規約の定めによるものとします。

■ 商品およびサービスの価格

各商品およびサービスごとに提示します。

■ 商品およびサービス代金以外の必要金額

- ・消費税・地方消費税（税込金額で提示した場合を除く）
- ・銀行振込手数料、その他手数料
- ・配送料、その他必要な費用

■ 支払い方法

お支払いには、以下の方法がご利用いただけます。
ただし、お支払い方法を限定させていただく場合もあります。

- ・現金または銀行振込
- ・クレジットカード、キャッシュレス決済等

■ 支払期限

商品、サービスご依頼時に即時または当社が指定する期日までにお支払いいただきます。

■ 商品の保管期限および保管料

通常の販売商品、交換をお受けした商品については、当社が入荷連絡を発した後、14日の間お取り扱いいたします。

なお、上記以外の商品およびサービス（メンテナンス品、オーダー商品、限定商品または取り寄せ品）については、当社が入荷連絡を発した日から起算して、30日経過後から保管料を申し受けます。

当社が入荷連絡を発するとは、eメール、ソーシャルメディア、電話等通信手段を問いません。また、お客様都合による未着信について当社は一切の責を負いません。

- (1) 保管料については、一日あたり300円を申し受けます。
- (2) メンテナンス、オーダー商品、限定商品または取り寄せ品については、当社が入荷連絡を発した後、1年を経過した時点でお引き取りの意思が確認できない場合、さらに6か月の経過をもって廃棄に必要な措置をとらせていただきます。
これにかかる一切の費用はお客様のご負担となり、お預かりまたはお置きしていた物品に関しても当社は一切の責を負いません。
また未払代金および未払保管料がある場合には、即時お支払いいただきます。

■ 商品の交換および返品、取消

通常の販売商品は、ご購入後8日間は交換および返品をお受けいたします。

交換および返品可能な商品は未開封、未使用のものに限ります。

- (1) 初期不良の場合、無償にて交換いたします。
- (2) お客様の自己都合による交換の場合、商品差額および配送料等が必要となることがあります。
- (3) 一部、交換および返品をお受けできない商品もあります。
（直接肌に触れる商品、セール品等）
- (4) メンテナンスおよびオーダー商品、限定商品または取り寄せ品については、交換および返品、取消はお受けできません。

2025年4月1日を基準としております。記載内容については事前の予告なく変更される場合もあります。